

事業計画の概要を記載した書類 (収集運搬)

1 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること。)

広島県・呉市内において, 廃OA機器及び道路工事等により発生する産業廃棄物を車両を使用して収集運搬を行う。

がれき類については積替えのための保管を行う。

事業の基本的な計画を記載する。

運搬の再委託を行う場合には, その概要も記載して下さい。
 (委託する産業廃棄物の種類, 運搬経路, 委託先の名称, 許可番号及び許可年月日など)

2 収集運搬する (特別管理) 産業廃棄物の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 〔 t/月又は m ³ /月 〕	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管 を行う場合には 積替え又は保管 場所の所在地	予定運搬先の名称 及び所在地 〔 処分場の名称 及び所在地 〕
1	汚泥	50t/日	建設汚泥	B建設 (株) 呉市内の道路工事現場	なし	(株) D産業 広島市中央区1-2-3
2	廃プラスチック類 (廃プリント配線板を 含む)	10t/日	廃OA機器 廃電線	C電気 (株) 呉市内中央南1-2-3	なし	(株) E商会 東広島市中央1-2-3
3	廃プリント配線板, 廃容器包装などの別分類の品目は, それらを含むかどうかを確認できるような記載として下さい。(別項目記載としてもよい。)		性状の欄は, 運搬を検討している具体的な廃棄物名を記載して下さい。	排出事業者及び排出場所を記載して下さい。(自社排出物は収集運搬の業の許可を必要としないので記載しない。)		予定運搬先の名称・所在地を記載して下さい。(会社住所ではなく運搬先住所を記載する。)
4						
5						

備考 取り扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類毎に記載すること。

	(特別管理)産業 廃棄物の種類	運搬量 〔t/月又は m³/月〕	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管 を行う場合には 積替え又は保管 場所の所在地	予定運搬先の名称 及び所在地 〔処分場の名称 及び所在地〕
6	金属くず (廃プリント配線板を 含む)	20t/日	廃OA機器 廃電線	C電気(株) 呉市内中央南1-2-3	なし	(株)E商会 東広島市中央1-2-3
7	ガラスくず・ コンクリートくず・ 陶磁器くず (廃ブラウン管を含む)	20t/日	廃OA機器 不要ガラス	同上	なし	同上
8	がれき類	1,200 t/日	コンクリートがら アスファルトがら	C電気(株) 呉市内中央南1-2-3	なし	(株)D産業 広島市中央区1-2-3
9						
10						
11						
12						
13						
14						

積み替え保管を行う場合でも、予定運搬先については記載をして下さい。
(別事業者の積み替え保管場所までの運搬であれば、再委託による運搬などのケースが考えられるので、その点での整理が必要となります。)

3 運搬施設の概要					
(1) 運搬車輛等一覧					
	車両又は船舶名	登録番号	最大積載量(kg)	所有区分	備考
1	ダンプ	広島 11 あ 1000	2,500kg	自社	
2	ダンプ	広島 11 あ 2000	2,500kg	借用	
3	密閉式タンク車	広島 11 あ 4000	3,500kg	借用	
4	キャブオーバ	広島 88 あ 5000	10,500kg	自社	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
駐車場の所在地					
(2) その他の運搬施設の概要					
	運搬容器等の名称	用途	容量	備考	
1	フレキシブルコンテナ	廃プラスチック類, 金属くず	100リットル		
2					
3					
4					
5					

車両の「自社」と「借用」の区分は, 車検証の「所有者」「使用者」の欄に申請者の記載のあるものを「自社」車両として扱う。
 法人申請の際に役員名義の車を使用するような場合には「借用」車両の扱いとなる

スチール製有蓋ドラム缶, ポリエチレン製20リットルタンクなどの容器を使用する場合は, 数量及び用途とともに記載すること。

4 積替え又は保管施設の概要							
施設の所在地	積替え・保管を行う(特別管理)産業廃棄物の種類	能力		構造			保管上限
		面積(m ²)	容量(m ³)	床	側壁	屋根	積上げ高さ
呉市中央10丁目100番1号	がれき類	200m ²	208m ³	這水コンクリート	スチール波板	なし	t
							2.5m
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 積替え保管の施設の概要を記載する。 なお、保管上限については、別途保管上限を算定した計算書を添付すること。 </div>							
(特別管理)産業廃棄物の飛散及び流出の防止措置	乾燥している際の作業時には散水を行う。						
(特別管理)産業廃棄物の地下浸透の防止措置	保管場所の床面は這水コンクリート構造とする。 (地下浸透のおそれはない。)						
(特別管理)産業廃棄物の悪臭の漏出の防止措置	がれき類のみの保管のため、悪臭の発生するおそれはないが、そのようなことが起こった場合には直ちに搬出を行う。						
特別管理産業廃棄物と他の物の混入を防止する仕切り等の状況	/						
備考 積替え又は保管施設がある場合に記載すること。							

5 収集運搬業務の具体的な計画(車輛毎の用途, 収集運搬業務を行う時間, 休業日及び従業員数を含む。)

1. 収集の方法

排出事業者からの連絡により排出現場へ出向き車両に積み込む。積み込み完了後, 排出事業者から交付されたマニフェストの内容を確認する。

2. 運搬の方法

運搬車両毎の用途は次のとおり

車両	台数	運搬する産業廃棄物
ダンプ	2	廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず, 陶磁器くず, がれき類
キャブオーバ	1	廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず, 陶磁器くず
密閉式タンク車	1	汚泥

がれき類の積替え保管については次のとおり行う。

- ・ 排出者毎に離して保管する。
- ・ 保管は7日以内とする。

3. 就業時間等

祝祭日を除く月曜日から土曜日, 午前8時から午後5時まで。

具体的な収集運搬業務の計画を記載
収集方法及びその確認方法, 運搬方法(車両の用途・契約形態等), 保管の場合の詳細, 業務時間等を記載。

従業員数の内訳は, その行為に従事する従業員の総数を記載する。(運転手であって作業員という場合は重複する)そのため, 内訳数の合計と合計欄の人数は必ずしも一致しない。

従業員数内訳

平成18年12月1日現在

役員	令第6条の10で準用する第4条の6に定める使用人	相談役, 顧問等申請者の登記以外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4 人	1 人	2 人	1 人	4 人	4 人	0 人	6 人

6 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講じる措置

1. 産業廃棄物が飛散・流出しないように、ダンプ及び脱着装置付キャブオーバにはシート等で覆いを掛ける。
2. 運搬容器は、ダンプの荷台にロープ等で固定する。
3. 悪臭のおそれのあるものについては、密閉式ドラム缶又は密閉式タンク車により運搬する。
4. 石綿含有産業廃棄物は、容器に密閉して他の産業廃棄物と混合しないようにして運搬する。

- ・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請」の場合は、特別管理産業廃棄物の種類に応じた運搬施設の状況についても記載すること。

(2) 積替え保管施設において講じる措置

標準様式第1号(3)に記載した概要のとおり

(3) その他

1. 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了者が講師となって、産業廃棄物の処理基準等について月1回社内研修を実施して、産業廃棄物処理に係る知識及び技術の向上に努める。
2. 毎始業時に、当日の作業内容を確認して、産業廃棄物処理基準を遵守するよう徹底する。